

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月2日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	データ戦略分散ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月5日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2024年10月11日実施の書面決議において信託を終了(繰上償還)することが可決されたことに伴う訂正、その他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2024年9月6日から2025年3月6日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、2024年10月11日実施の書面決議において、繰上償還が成立した場合、取得の申込みは2024年12月2日までとなります。

(繰上償還手続きの実施について)

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象である「データ戦略分散マザーファンド」は2020年12月17日に設定され、運用の基本方針に基づき日本および米国の株式、債券、金に分散投資するために、株式会社NTTドコモおよびその関連会社等が提供する「独自性の高いオルタナティブ・データ等」を活用してポートフォリオを構築することにより、安定的な信託の成長を目指してまいりました。

しかしながら基準価額の下落傾向が継続したため、より安定的な運用を目指すべく、2023年5月9日に信託約款の運用の基本方針に関する変更を実施しました。その後は、基準価額の下落傾向を脱したものの回復には至っておりません。そのため、「独自性の高いオルタナティブ・データ等」の活用方法の見直しや使用データの変更等による更なる運用の改善について検討を行いましたが、当ファンドの商品性を維持した上でパフォーマンスを改善することは難しいと判断するにいたしました。

また、当ファンドは信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が30億口を下回る」状態が継続しております。

そのため、このまま運用を継続するより、運用を終了させ、お預かりした資産をお返すことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上償還する予定です。

この繰上償還は、2024年9月9日現在の受益者による書面決議を経て決定されます。

2024年10月11日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2024年12月4日をもって繰上償還を行います。

なお、2024年9月6日以降に、当ファンドの取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

当ファンドの取得申込みの際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

<訂正後>

2024年9月6日から2024年12月2日まで

当ファンドは、2024年12月4日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<更新後>

2020年12月17日	信託契約締結、設定、運用開始
2023年5月9日	主要投資対象とするマザーファンドの運用の基本方針（投資態度） において、目標リスク水準、ポートフォリオ構築プロセス等を変更
2024年12月4日	信託の終了（予定）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<更新後>

2020年12月17日から2024年12月4日までです。

当ファンドの信託期間は2030年12月10日まででしたが、繰上償還することとなったため、2024年12月4日までとなりました。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	2024年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

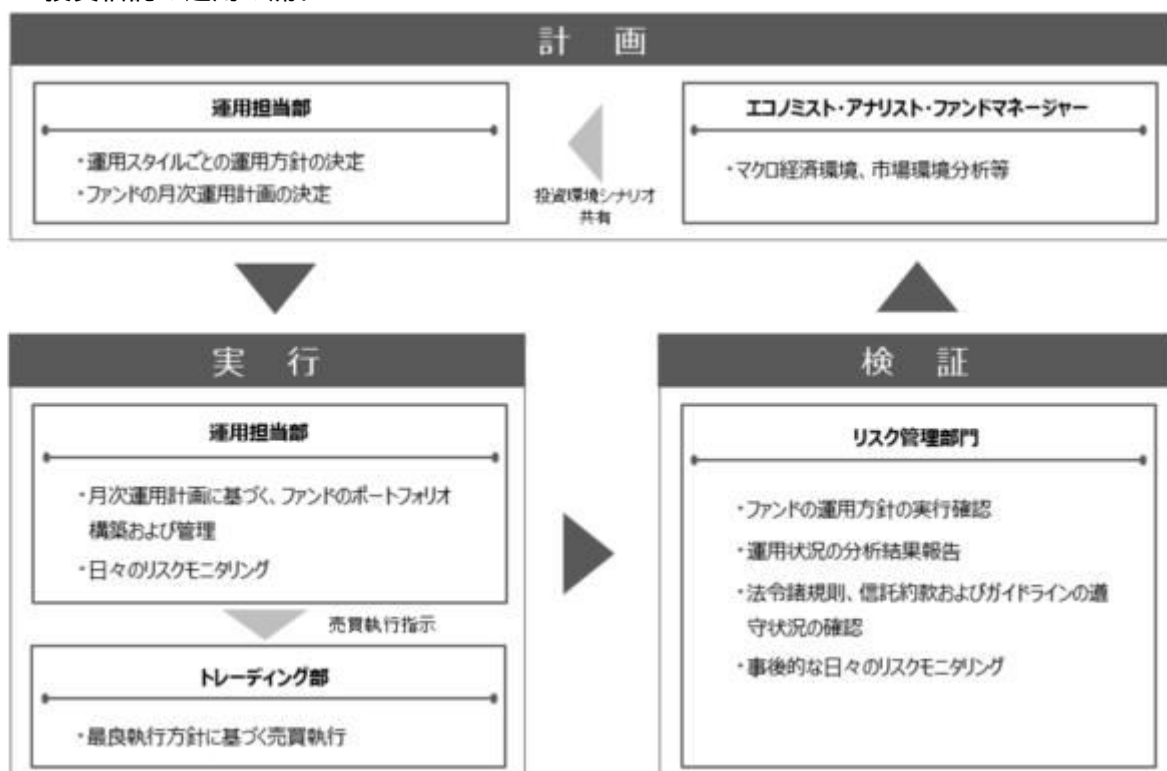
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	656	12,573,982
単位型株式投資信託	85	656,370
追加型公社債投資信託	1	22,975
単位型公社債投資信託	146	233,812
合計	888	13,487,141